

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 中国出向社員に生ずる PE 課税問題

日本法人 A 社は中国に 100%の子会社 B 社を保有し、A 社の営業課長である甲氏を B 社の総経理として出向させ、B 社の業務に従事させています。B 社は甲氏に自社の賃金規定に基づく総経理給与を支払うとともに、A 社が甲氏の日本の銀行口座に支払う留守宅手当部分を負担し、毎月 A 社に給与立替金を送金しています。

しかし、中国の税務コンサルタント会社から、「「国家税務総局 19 号公告」により、甲氏は A 社の中国における役務コンサル PE に該当するため、A 社に立替給与を支払う際、企業所得税を源泉徴収しなければならない」と指摘されました。役務コンサル PE とは何でしょうか？ 給与立替金を支払う際に、なぜ企業所得税が源泉徴収されるのでしょうか？

役務コンサル PE および 19 号公告

「PE」とは、Permanent Establishment（恒久的施設）の略称であり、外国法人が中国において事業を行う支店、事務所、工場などの一定の場所を指します（日中租税条約第 5 条）。「役務コンサル PE」とは、外国法人がその使用人等を通じて行うコンサルタント役務の提供のうち、単一のプロジェクトまたは複数の関連プロジェクトについて、プロジェクト開始日から 12 ヶ月の間に合計 6 ヶ月を超える期間で行われるものをいいます。中国に外国法人の PE が存在することになると、その外国法人が中国国内から事業所得を獲得する場合に、企業所得税が課税されることとなります（日中租税条約第 7 条）。

多くの外国企業は、その中国子会社に派遣しているマネジメント人員または技術者（以下「派遣社員」という）の給与および費用（以下、「給与等」という）を本国で支払った後、当該給与等を中国子会社に請求しています。このようなケースにおいて、中国子会社が当該給与等を外国企業に支払う際、企業所得税を源泉徴収すべきかどうかは実務上しばしば問題となります。

この問題に対し中国国家税务总局は、2013 年 4 月 19 日に「非居住者企業の派遣人員が中国で提供する役務に対する企業所得税徴収に係る問題の公告」（国家税务总局公告 2013 年 19 号、以下、「19 号公告」という）を公布し、次の五つ要素を総合的に分析したうえで、外国企業の PE 認定を行うことを明らかにしました。

- ① 役務の提供を受ける中国企業(以下、「受入企業」という)が派遣企業に管理費、サービスフィーの性質等を有する金額を支払っていること
- ② 受入企業は派遣企業に支払う金額が派遣企業の立替・支出した派遣社員の給与、賃金、社会保険料およびその他の費用の金額を超えていること
- ③ 派遣企業は受入企業が支払った関連費用の全額を派遣社員に支給せず一定金額を保留している事実の存在
- ④ 派遣企業が負担する派遣社員の給与、賃金の全額に対して、中国で個人所得税を納付していないこと
- ⑤ 派遣企業が派遣社員の人数、就業資格、給与水準および中国国内の勤務地を決定していること

さらに、中国の税務機関の 19 号公告に対する解説(以下、「解説」という)は、上記①～⑤の要素のうちいずれかに該当し、かつ、派遣企業が派遣社員の業務結果に対して責任およびリスクを負担する場合には、当該派遣企業が中国に役務 PE があるとしています。その場合、日中租税条約に規定する PE から除外される場所¹を除き、企業所得税が課税されます。

¹ プロジェクト期間が 6 ヶ月未満の役務提供場所、商品の保管・購入するための施設などは PE に含まれません(日中租税条約第 5 条 4,5)。



Grant Thornton

An instinct for growth™

A社の中国 PEの有無

19号公告およびその解説には、上記五要素のいずれかに該当したとしても、中国の投資アドバイスや董事会の参加など、株主権利を行使するための人員派遣は PE として認定すべきではないことが明記されています。さらに、派遣企業が派遣社員の給与等を負担したとしても、当該派遣社員が国外払給与も含めて中国で個人所得税を申告している場合には、派遣企業自身に所得が生ずることはなく、PE 認定を行わないとしています。

冒頭の事例の場合、A社がB社から受け取る給与立替金は、単なるA社が立替えた経費の回収であり、所得ではないと考えるのが自然です。さらに、A社は甲氏の総経理業務に対して直接責任を負わないことや²、甲氏が中国払の給与及び日本払いの留守宅手当を合わせて中国で個人所得税を申告・納税していることから判断すれば、PEが認定されるべきではなく、企業所得税は課税されないものと考えられます。

お見逃しなく

2013年7月9日付「サービス貿易等項目の対外支払いの税務届出手続きに関する問題の公告（国家税務総局・国家外貨管理局公告【2013】40号）により、中国企業が海外に支払う5万ドル以下のサービスフィーについて、銀行に税務証憑を提出する必要はなくなりましたので、今後中国子会社は、自ら PEの有無を判断し、適切な源泉徴収義務を履行する必要があります。

² 中国会社法第 114 条により、董事会は総経理を任命または解任し、その業務結果に対して責任を負います。